

香川県地域環境産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県地域環境産業振興補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の事業者等が連携して廃棄物の再資源化又はエネルギー利用の効率化等を進めるためのシステムの構築及び実証試験等に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、環境産業の振興を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「事業者等」とは、事業者及び民間団体並びに市町等をいう。

2 この要綱において、「連携事業者」とは、目的達成のため、連携して事業を行う複数の事業者等で構成するグループをいう。

(交付の対象及び補助金額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連携事業者が行う廃棄物の再資源化又はエネルギー利用の効率化等の循環型社会の形成に資する事業であって、次の各号に該当するものとする。

(1) 連携ネットワーク構築事業

事業者等による連携システムの構築及び事業の実現可能性に関する調査、事業プランの作成等

(2) 実証事業

実現可能性が高いと認められる事業に関する実証試験等

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

3 補助金の額は、補助対象経費（連携ネットワーク構築事業にあつては100万円以上、実証事業に

あつては200万円以上のものに限る。)の2分の1以内で、連携ネットワーク構築事業にあつては50万円以上100万円以下、実証事業にあつては100万円以上500万円以下とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする連携事業者を代表する事業者等(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに様式第1による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは交付を決定し、申請者に書面により通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、その交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第2による変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、試験・調査の委託回数の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合を除く。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合。ただし、各経費区分の配分額の20%以内の変更を除く。

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ様式第3によ

る中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在の補助事業の遂行状況について、当該年度の11月15日までに様式第5による状況報告書を提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して10日を経過する日までに様式第6による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7による請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(財産の管理)

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、様式第8による台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 取得財産等のうち、規則第22条第2項第4号の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 3 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 4 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費（下記のうち真に必要と認められるものに限る。）

事業区分	補助対象経費
連携ネットワーク構築事業	事業を行うために必要な報償費、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託料、賃借料、原材料費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費
実証事業	事業を行うために必要な委託料、原材料費、外注加工費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費

補助対象経費区分（下記のうち真に必要と認められるものに限る。）

経費区分	内容
報償費	外部講師に対する謝礼、試験・調査への協力に対する謝礼
旅費	運賃、燃料代、高速料金、駐車料金など調査や打合せのための移動に要する経費
消耗品費	印刷費、事務用品、図書など短期間の使用でその効力を失うもの
通信運搬費	郵便料、送料、電話料、車両による運搬料
委託料	特殊な技術・設備又は高度な専門的知識を必要とする試験・調査の委託に要する経費
賃借料	会場借上料、機器の賃借料
原材料費	試験・調査に使用する原料及び材料の購入に要する経費
外注加工費	試作品の外注加工、設計に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

- ① 「消耗品費」とは、短期間でその効力を失うものとして、取得価格が 30,000 円未満の物品で原材料に該当しないものを含む。
- ② 「原材料費」のうち、「材料」とは、試作品等の構成部分となる部材をいう。
- ③ 「外注加工費」とは、試験・調査に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する際、これに要する経費をいう。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金
交付申請書

香川県地域環境産業振興補助金の交付を受けたいので、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添え申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- ① 事業計画書（別紙1）
- ② 所要額調書（別紙2）
- ③ その他関係書類

事業計画書

事業名	
(事業の全体計画)	
(平成 年度補助事業の概要)	
(補助事業の実施期間)	
環境負荷の低減効果	

事業計画書

連携事業者概要

事業者等名称	※				
代表者					
所在地					
業種					
資本金					
従業員数					
担当者	氏名				
	電話				
	ファックス				
	電子メール				

※ 代表事業者等を記載

所 要 額 調 書

1 補助金所要額算出表

(単位：円)

事 業 区 分	連携ネットワーク構築事業	実 証 事 業
総事業費 A		
補助対象事業費 B		
補助率 C		
補助金額 D = B × C		

※補助金額Dは、「連携ネットワーク構築事業」にあつては、500,000円が下限、1,000,000円が上限、「実証事業」にあつては、1,000,000円が下限、5,000,000円が上限です。

2 収支予算書

(収入)

区 分	予算額 (円)	内 訳
補助金収入予定額		
事業者等負担額		
そ の 他		
計		

(支出)

区 分	予算額 (円)	内 訳
計		

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る
補助事業変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る補助事業について、事業計画等の変更承認を受けたいので、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

(1) 事業計画について

(2) 補助金申請額について

- | | |
|-------------------|---|
| ① 既交付決定額 | 円 |
| ② 変更後交付申請額 | 円 |
| ③ 変更交付申請所要額 (②-①) | 円 |

(3) その他

2 変更理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）の時期（期間）

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る
補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る補助事業について、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容
- 4 遅延等の理由
- 5 遅延等に対する経費
- 6 補助事業の遂行及び完了の見込み

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る
補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る補助事業について、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第10条第1項の規定により、平成 年10月31日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 補助事業に要した経費

3 その他

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る
補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る補助事業について、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添え報告します。

記

添付書類

- ① 事業実績報告書（別紙3）
- ② 精算額調書（別紙4）
- ③ その他関係書類

事業実績報告書

事業名	
(事業の内容)	
(事業の効果)	
(補助事業の実施期間)	

事業実績報告書

連携事業者概要

事業者等名称	※				
代表者					
所在地					
業種					
資本金					
従業員数					
担当者	氏名				
	電話				
	ファックス				
	電子メール				

※ 代表事業者等を記載

精 算 額 調 書

1 補助金精算額算出表

(単位：円)

事業区分	連携ネットワーク構築事業	実証事業
総事業費 A		
補助対象事業費 B		
補助率 C		
補助金額 $D = B \times C$		

※補助金額Dは、「連携ネットワーク構築事業」にあつては、500,000円が下限、1,000,000円が上限、「実証事業」にあつては、1,000,000円が下限、5,000,000円が上限です。

2 収支精算書

(収入)

区分	精算額 (円)	内 訳
補助金収入 (予定) 額		
事業者等負担額		
その他		
計		

(支出)

区分	精算額 (円)	内 訳
計		

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金
精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境
産業振興補助金に係る補助事業について、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第13条第1項の規
定により下記のとおり請求します。

記

請求金額		金	円
内訳	交付決定通知額	金	円
	額の確定通知額	金	円
	概算払受領額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

振込先 _____銀行 _____支店

口座番号（普通・当座） _____

（フリガナ）
口座名義 _____

様式第8（第14条第1項関係）

取得財産等管理台帳

財産名	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	保管場所	備考

(記載事項)

1. 対象となる取得財産等は、規則第22条第2項第1号から第3号に掲げる財産並びに取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上の機械及び機器とする。
2. 同一規格等であれば一括して記載すること。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第9（第14条第4項関係）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
氏名（名称及び代表者名） 印

平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る
財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度香川県地域環境産業振興補助金に係る下記財産を処分したいので、香川県地域環境産業振興補助金交付要綱第14条第4項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由